

第 17 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 6 年 12 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 51 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 52 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 53 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報第 19 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡辺 一直 事務局次長 伊藤 博之 書記 宮内 一成
6、会議録署名者	8 番 齊藤 貞子 委員 9 番 伊佐次 純子 委員
7、欠席委員	
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 17 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日の会議録署名者に、8 番 齊藤 貞子 委員、9 番 伊佐次 純子 委員 を指名します。 それでは 議第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読)
会 長	別添資料は 1 ページから 12 ページをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 5 番 木島 和美 委員 説明願います。
5 番 木島和美 委員	おはようございます。5 番 木島です。1 号事案の説明をしま

	<p>す。事務局より説明がありました箇所は、省略します。</p> <p>申請地の場所は国道 21 号線沿いで、御嵩町役場から南東へ 150m ほどの所です。</p> <p>権利を設定し、また移転しようとする理由の詳細は、譲渡人は相続により申請地を譲り受けたものの高齢の為、維持するのが難しく、また譲受人は既存事業の受注量増加に伴い自社、本社の敷地が手狭になった為資材置き場にしたいとの事です。</p> <p>利用期間は、許可日から永年。資金調達は、全額自己資金。転用する事によって生ずる付近の土地・作物、家畜等の被害防除施設の概要は、申請地は、東側は公衆用道路、北側は道路、西側は田、擁壁及び宅地、南側は宅地です。資料 5-1 の表を見て頂いて、〇〇〇との境界は既設擁壁があり〇〇〇及び申請地内南側、既設の側溝間は境より 50 cm はなして、土場を施工し、土砂等が流出しないように防除します。</p> <p>雨水は南側既設水路へ接続し公共下水道は使用しません。転用に当たっては、他に迷惑がかからぬよう施工しますが、万が一被害が生じた場合は申請者において解決するとの事です。</p> <p>その他参考となる事項がございまして、境界確認により東側未舗装の町所有地が存在することが判明した場合は、自費工事申請、道路占有申請、その他官公庁が定める必要な手続きをへて事業計画を遂行するとの事です。</p> <p>添付書類として、登記書・登記図・県知事あて契約書・土地利用計画図・いたら水利組合の誓約書等が提出され確認いたしました。</p> <p>11 月 20 日に事前説明、11 月 26 日に現地確認を行いました。</p> <p>皆さんの審議をお願いします。</p>
会 長	<p>続いて、田中 宣行 推進委員現地の状況など気になる点などありましたら説明願います</p>
田中 宣行 推進委員	<p>現地確認の際、申請内容について確認事項等の指摘をしたところ事務局へ確認事項の是正がなされた事から、御嵩地区の総意ではこの申請を進達するという事で一致しましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質疑等はありませんか。</p> <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について 13 番 中川 洋二 委員 説明願います。</p>

<p>13 番 中川洋二 委員</p>	<p>13 番 中川です。2号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。資料5-2をご覧ください。</p> <p>申請地は道の駅可児ッテ北側交差点より北に500mの所です。</p> <p>申請理由は、貸資材置場。譲渡人は高齢で当該地域の維持管理が困難になっており売却を検討していたものとなります。</p> <p>貸資材置場の内容は、北・東・西側は現状の畦畔より3mは現状のまま、さらに道路の高さまで造成をかけたところより3mの場所から残土を置き、南側は進入路となります。</p> <p>申請地の立地につきましては、西側・南側は町道、東側は用水路、北側は東側農地、中間部分は送電施設、西側は用悪水路となります。</p> <p>資金調達については、全額自己資金。利用期間は永年です。</p> <p>雨水については自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決するとの事。</p> <p>申請書類については許可申請書・登記簿全部事項証明書・位置図・土地利用計画図・確認書・土地貸借誓約書(案)・委任状・代替地検討資料を確認。</p> <p>11月21日に事前説明、11月26日に現地確認を行いました。なお、該当地域の水利組合員より草刈や土砂の流出防止について苦情が来ていることもあり、現在水利組合からの意見書待ちとなっております。</p> <p>それらを踏まえて皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですのでここで質疑を締めさせていただきます。</p> <p>2号事案については、中川 委員 から説明があったように、水利組合からの本申請に対する意見がでると思われる状況の中では、特に「土砂の流出の恐れの有無」や「農業用排水施設に有する機能への支障の有無」に対して十分な判断ができないと考えます。このため、水利組合の意見を確認し、農業委員会として周辺の農地、農業用施設への影響を判断できる状況になるまでは、当該事案の審議を保留とするのが妥当と考えますが、委員の皆様いかがでしょうか？</p> <p>(反対意見無し)</p> <p>反対の意見は無かったので、2号事案については一旦保留とさせていただきます。</p> <p>次に3号事案について 1番 水野 宏治 委員 説明願います。</p>
<p>1 番 水野宏治 委員</p>	<p>水野です。3号事案について説明します。資料の9ページから12ページを確認願います。事務局より説明された内容は省略します。</p> <p>1. 譲渡人は〇〇〇〇さんです。住所は〇〇〇〇〇〇〇。譲受人は〇〇〇〇さん。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇です。</p>

	<p>2. 許可を受けようとする土地の所在地は、〇〇〇〇〇〇〇。面積は〇〇㎡で、登記簿上・現況とも畑となっています。利用状況は畑としての耕作はされておらず、休耕地と認められます。</p> <p>3. 転用の目的は、譲渡人は当該申請地及び西側隣接を含め買受け、既存の建築物をリフォームし、一般個人住宅として利用するものです。</p> <p>4. 利用する期間は許可日より永年です。</p> <p>5. 転用する当該地の位置は、国道 21 号線高倉交差点東南約 30m。転用する事によって生ずる付近の土地等の概要は、東側は農道、南側は用水路、西側は一体利用の住宅、北側は愛知用水管理地です。許可後は砂利敷きを予定し、物干し場としての利用を想定、雨水は地下浸透、汚水は発生しません。東側・南側・北側はブロック積みとし、土砂道の流出防止とします。転用により付近に被害を生じさせた場合には、申請者の責任において対処します。</p> <p>6. 一体利用地の地番は〇〇〇・宅地・〇〇〇㎡、〇〇〇・宅地・〇〇〇㎡、〇〇〇・宅地・〇〇〇㎡、〇〇〇・山林・〇〇〇㎡</p> <p>7. 添付書類は委任状・誓約書・現在事項全部証明書・貯金通帳写し・宅建取引免状写し。</p> <p>事前確認は 11 月 15 日に〇〇事務所の〇〇さん立ち合いにて実施。現地確認は 11 月 26 日に〇〇事務所の〇〇さん立ち合いで実施。</p> <p>私は本件、特に問題ないと考えますが、皆さんの審議をよろしく願います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問や意見はありますか。 質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は举手願います。举手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 議第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4 ページをご覧ください。議第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5 ページをご覧ください。</p>

<p>会 長</p>	<p>(議案書 5 ページ朗読)</p> <p>別添資料は 13 ページから 16 ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、2 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
<p>2 番田中幹三郎委員</p>	<p>2 番 田中です。1 号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。</p> <p>「譲渡人は高齢で、耕作作業が困難であり、管理していけないので迷惑をかけないように譲りたい。譲受人はいところで、他の所有農地と合わせて耕作していきます。」</p> <p>というものです。訂正及び補足ですが、お二人の関係性は、正確にはおじ、甥の関係です。〇〇〇〇さんのお母上は、譲渡人である〇〇〇〇さんときょうだいです。いとこというのは譲渡人の息子さんの〇〇〇〇さんのことですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に居住されており、農作業のために通ってこられることを十何年もされてみえましたが、だんだん負担になってきて、そろそろこの辺で後のことを託せる方に託したいということのようです。</p> <p>対価は無償との事です。</p> <p>11 月 26 日に中地区担当の 籠橋 推進委員 と現地を見てきました。畑 2 筆、田 9 筆合計 11 筆、丁寧に耕耘しており、適切に管理されておりました。また、譲受人はである〇〇〇〇さんとも面談しましたところ、耕作に必要な機材もそろっており、また耕作の継続や農地の維持管理に大変前向きに考えておられる事がよく分かりました。</p> <p>さらに申し上げますと、ご住所からも分かるように、譲受人の自宅からは目と鼻の先の農地ばかりです。</p> <p>以上のことから本事案について私は問題がないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、籠橋 良平 推進委員 現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>籠橋 良平 推進委員</p>	<p>中地区 籠橋です。現地確認は田中委員とまわって本人にも会って話を聞きましたが問題ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p>
<p>9 番伊佐次純子委員</p>	<p>すみません。13 ページの自作地と借入地っていう風に 13 ページを見ると分かれています、〇〇〇〇さんの所有地とどなたから借りられているといくことですか？</p>

事務局	そうです。
9 番伊佐次純子委員	無償で譲り受けるということですが、この借入地の元の所有者から無償で譲り受けるということですか？
事務局	元々今回の申請地を〇〇さんが借りていたというわけではなく、元々〇〇さんが自分の自作地プラス借入地を借りていて、これだけ元々耕作をしていましたという意味の借り入れ地という意味です。
9 番伊佐次純子委員	はい、分かりました。
会 長	他に質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局	特にありません。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に 議第 53 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	6 ページをご覧ください。第 53 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 委員会の意見を求めるものとする。 7 ページをご覧ください。 (朗読) 以上です。
会 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案については、事務局より説明があると聞いていますので事務局は説明をお願いします。
事務局	1号事案について説明いたします。 当該事案の申請地につきましては、前々回の令和6年10月3日 第15回御嵩町農業委員会総会の議第48号農用地利用集積等促進計画案に対する意見についての議題において、一度審議をしていただき、適当と認めておりました。しかし、その後設定する期間の始期を令和6年10月31日から令和7年1月31日に一般社団法人岐阜県農畜産公社及び〇〇氏より変更の依頼の連絡がありましたので、再度意見聴取をさせていただきます。 前回の総会時においても説明をさせていただいておりますので、一

	<p>部説明は割愛させていただきますが、当該農地については一般社団法人岐阜県農畜産公社が、借受を行った当該申請地を中間保有し、草刈り作業等を行い耕作ができる状態にした上で、今後は農業者の〇〇〇〇氏に貸し付けを行うこととなります。〇〇〇〇氏は現在、上之郷地区を中心に約6.9haを耕作して主に水稻、大豆の栽培をしています。農作業に従事日数や実績、耕作機械の所有状況についても、トラクター、田植機、コンバイン等営農に必要な農業用機械を所有していることから、〇〇氏が当該申請地において営農を行っていくことについて、事務局としては問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>質疑及び意見聴取に入ります。質問や意見はありますか。質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め、意見は無しとして回答いたします。</p> <p>次に、報第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。報第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(議案書9ページ朗読)</p> <p>次に10ページをご覧ください。</p> <p>(議案書10ページを朗読) 以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明はありますか</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを

証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

8 番

9 番
